

## 手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討の論点整理（案）

## 1. 条例をつくる場合に大切にしたいこと

- (1) 障害のある人のコミュニケーションに関して、県民がどのように考え、行動すればよいかを広く示せるものにする。
- (2) 現行の法令等では不十分なことを新たな条例で対応する。
- (3) 障害のある人が何かに合わせるのではなく、それぞれが自分らしく生きられる、情報を得やすく意思を伝えやすい社会をつくっていくという考え方でまとめる。
- (4) 委員の皆さんが納得できるものにする。

## 2. 条例の必要性（現行の法令等で不十分なこと、新たな条例が必要な理由）

- (1) 障害者権利条約等で手話が言語とされたものの、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることへの理解が進んでいない。
- (2) 障害のある人のコミュニケーション手段が多様であることや、障害の特性が個人によって様々であることへの理解が進んでいない。
- (3) 聴覚障害のある人が乳幼児期から手話言語を獲得するための機会および学校等において手話を学ぶ機会が十分に確保されていない。
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段を習得するための機会が十分に確保されていない。
- (5) 学校・教育において、手話をはじめ障害の特性に応じたコミュニケーション手段を教える取組や指導者の養成の取組が不十分である。
- (6) 障害のある人が、その特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会を十分に確保されていない。
- (7) 障害のある人が円滑に意思疎通を行うための周囲の適切な配慮、機器の普及、意思疎通支援者の養成が十分とはいえない。
- (8) 障害のある人に対するコミュニケーション支援や配慮において、ICTの活用に関する理解と普及が進んでいない。
- (9) 行政の対応（合理的配慮や情報の提供、職員の対応）が不十分である。
- (10) 財政的措置が十分になされていない。

これらの状況を改善する施策を推進するために、条例が必要である。

### 3. 条例の形

#### (1) 単独で手話言語条例が必要という意見

聞こえる・聞こえない、障害のある・なしに関係なく、お互いに協力できる社会をめざすという考え方で情報コミュニケーション条例を検討するのはよいが、手話以外のコミュニケーションは音声言語、日本語がベースであり、手話言語は別の言語であるという理解、聞こえない子どもたちが幼い頃から手話言語を獲得するための環境整備が重要であるため、そうした内容を盛り込んだ「手話言語条例」が必要。

#### (2) 手話言語を含む一体型の情報コミュニケーション条例が必要という意見

障害特性に応じて必要なコミュニケーションの手段は異なるため、様々な障害特性に配慮した「情報コミュニケーション条例」が必要。

神経難病、認知症の人、外国人、やさしい日本語を必要とする人など、障害のあるなしに関わらず、誰もがどのような状態になっても情報取得や意思疎通ができる滋賀県をめざして、「情報コミュニケーション条例」の中で第一の柱を手話とし、もう一つの柱として他のコミュニケーション手段を位置付けるという大きなくくりにするのがよいのではないか。

#### (3) 手話言語条例と情報コミュニケーション条例の2つが必要という意見

どちらかがなくてもよいというものではなく、障害の有無にかかわらず暮らしやすい社会をつくっていくためには情報コミュニケーション条例が必要で、言語として「手話言語」の獲得ができなければ、コミュニケーションの選択ができなくなる懸念があるため、言語の選択権として手話言語条例が必要。

### 4. 対象とするコミュニケーション手段

手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物または絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置 等

(参考資料：現行法令における取扱)

## ■障害者権利条約 ※抜粋

### 第2条 定義

この条約の適用上、

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

## ■障害者基本法（地域社会における共生等 ※抜粋）

### 第3条第3項

全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

## ■滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 ※抜粋

(基本理念)

### 第3条第3項

全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(学校教育における理解の促進等)

第18条 県は、学校教育において障害等に関する理解を深めることができるよう、情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、共生社会を実現する上で学校教育が果たす役割の重要性に鑑み、障害者と障害者でない者が共に学び、障害の有無にかかわらず十分な教育を受けることができるよう必要な支援体制の整備および充実に努めるものとする。

(意思疎通等の手段の利用促進等)

第24条 県は、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。